

第6回 松原市子ども・子育て会議 議事録

日 時	平成26年11月5日（水） 14：00～
場 所	松原市役所8階 大会議室B
出 席 者	委員長 渡邊 純 副委員長 中西 利恵 委 員 吉田 敬司 ・ 菊井 智明 ・ 中山 智恵 ・ 西田 幸子 ＜敬称略＞
事 務 局	松原市 子ども未来室

1. 開会

事務局：（あいさつ）

会 長：（あいさつ）

2. 議題

（1）前回会議について

事務局：（説明）

会 長：ありがとうございます。前回の会議を思い出していただくということです。いくつかの質問が出ました。その回答も含めて、確保の方策についてご説明いただき、疑問点や新たに出る項目について議論していきたいと思います。
では、確保の方策についてご説明お願い致します。

（2）確保方策について

事務局：（説明）

会 長：いろいろな方面にわたってご説明いただきました。1ページ目から見ていきます。1号から3号認定はご理解いただいていますでしょうか。簡単にご説明ください。

事務局：1号認定は、3歳から5歳で教育ニーズがある、つまり幼稚園を利用したいと考えている人のことです。2号認定は、保育の必要性がある3歳から5歳の子どものことです。3号認定は、0歳から2歳の保育の必要性がある子どもです。

会 長：0歳から2歳はすべて3号です。3歳から5歳で1号と2号にわかれます。在宅で幼稚園利用を希望する方が1号認定です。仕事をされているなどで保育所を利用することもできる方が2号認定になります。

1号認定については、ご説明いただいたように、3歳から5歳の人口がだんだん減っていくので、現状でまかなえるという考え方でいくということです。この点についてご質問、ご意見はありますか。

では、後ほど関連事業が出てきたときにでもお願い致します。

実施箇所数がずっと11か所になっています。これは「幼稚園及び認定こども園」

になっているので数が変わらず、その中の2か所が認定こども園になるということです。それは、具体的には幼稚園型の認定こども園になるということですか。

事務局：そうです。

会 長：そうすると、3歳から5歳だけになります。0歳から2歳はどうなりますか。その点はまだはっきりとはしていませんか。それはいろいろな事情も含めて、公開できる部分とできない部分があると思いますが、いかがでしょうか。

事務局：接合型になります。

会 長：それでしたら数は合うと思います。

では、2ページの認定こども園及び保育所、地域型保育についてお願いします。28年度から2か所の園が認定こども園となります。表の数が合わないように思いますが。

事務局：2ページの、25年度の2号認定が19か所、3号認定も19か所となっています。26年度は、第3保育所が建て替えのために縮小しております。翌年度は2号認定が18か所になります。

3号認定についてはことり保育園ができたので、26年度は19か所になります。27年度には、0歳から5歳までの保育園を1か所新設する予定ですので、2号認定は19か所に戻ります。3号認定は、0歳から5歳までの保育所ができるのと、第3保育所が0歳から2歳対象になりますので、2か所増えまして、27年度は21か所になります。

28年度は、3号認定で幼稚園の認定こども園化で、接合型になります。こちらで0歳から保育する幼稚園が1か所あります。そこで、0歳は1か所増えて22か所です。1・2歳を予定するところが他に1か所ありますので、2か所増えて23か所です。

会 長：ややこしいですが、年齢層で少しずつ対象年齢が異なるということですね。不足分が15人ということでしたが、その数はどこから出てきているのでしょうか。

事務局：表の見方ですが、実施箇所の下にある提供量が、既存の定員ベースの提供量です。例えば、0歳の3号認定であれば、平成27年度の提供量が181人となっています。27年度の段階では、181名でスタートしますが、その時点で46人の不足が出ています。平成28年度には1か所増えて、提供量が6人増えます。そこで6人をプラスして提供量が187人、不足が40人となります。平成29年度までには完全に待機児童をなくす計画ですので、残りの40人の定員枠を広げて、最終的に過不足なしということ考えています。

会 長：3ページの3号認定の0歳児でみると、平成28年度から29年度で定員を40名増やすということですね。それは、保育所の中で増やすということですか。

事務局：そうです。認可保育所の中で増やします。

会 長：認定こども園で対応するというのではなく、保育所の枠が40名増えるということですか。

事務局：そうです。6名は認定こども園で整備して、あとの40名は、基本的には既存の保育園で定員の振り分け、または定員増で増やしていくということです。

会 長：1・2歳でいうとどうなりますか。28年度の不足分が29年度はゼロになっています。

事務局：定員の割り振りを変えています。54名が認定こども園の1・2歳の保育です。

会 長：認定こども園による増加ですね。

事務局：あとは、29年度の新規の定員枠の増加です。

会 長：これが既存の保育所の定員増加で対応するということですね。その説明はわかりますが、途中の不足が15名となるというのはどこから生じてきたのでしょうか。

中山委員：40名という記載はいらぬのではないのでしょうか。3ページの提供量に40名とありますが、これはこのときに過不足ゼロになるのではないのでしょうか。

事務局：計画として、施設を整備して増えるのは6名だけです。あと40人の枠が足りないので、なるべく入所枠を広げていただき、定員ベースで調整するということです。ここの40名という記載は必要です。

中山委員：ニーズ量と提供量が同じなので過不足ゼロではないのでしょうか。

会 長：提供量が227人になるには、40名増やさないとできないということです。

事務局：187人は187人にしなくてはなりません。227人のままだと40が不要になります。すみません。上が間違っています。

副会長：定員を2年かけて増やして、平成27年度には181人を46人増やして227人とするということですね。だから、平成29年度の提供量は227人ということですね。

会 長：「既存」と記載するのが、どの時点の既存なのかということです。前年度を既存とするのであれば中山委員のように前年度の数値を上げないといけません。この年度で既存になるということであれば、227人としておこなうとはいけません。

事務局：過不足の式が「②+③-①」になっていますので、表記が間違っているのかと思います。

会 長：その表記にするなら前年度までの数値にしないと数が合わないと思います。でないと、40人余ってきます。

事務局：意味合いとしては、認定こども園と定員枠で46人増やすということです。「15名」というのは、おそらく75名の言い間違いです。

会 長：現実の問題として、現在も弾力的な運用をしているので、40名を既存の保育所で増員することは難しいことではないということですか。

事務局：十分な面積を持つ保育所がありますので、そちらで調整することになると思います。

副会長：供給の確保で一番ポイントになるのは、待機児童が出ている場合にどのように対処するかです。問題は0歳から2歳の3号です。3ページの今後の方向性の書き方、特に終わり3行は「1・2歳児については、平成28年度に幼稚園の2園が幼稚園型の認定こども園となることで、1・2歳児の枠が『何名』増える予定です」としたほうがよいと思います。「その後、各私立保育園の定員枠を増やすことで『何名』など、具体的に数値を入れておいたほうがよいと思います。自治体によっては、表の下で具体的に、「何年度に認定こども園が2園増える」「保育所が1か所増える」などの記載を入れてあります。それは独自の表記でよいと思いますが、松原市の場合は今後の方向性に入れるのであれば、もう少し詳しく書いたほうがよいと思います。

会 長：今、副会長がおっしゃったように、表の説明として今後の方向性を具体的に示したほうがわかりやすいです。いちいち表を解釈するより、文章を読んだらわかるようにしておかないといけません。

副会長：これも、2年の見通しで待機児童を解消できるということになります。

西田委員：これは0歳が1歳になったら違うということですか。

事務局：0歳の受け入れをしない保育所が1か所あります。0歳の受け入れを取りやめるのではなく、認定こども園になって0歳を対象にしないということです。

会長：1つの認定こども園は0歳から受け入れます。もう1つは、1歳から受け入れです。乳児保育をしないという園になるということです。

西田委員：しかし、29年度の2号認定は19か所で増えていません。これは3歳から変わるということですか。

事務局：第3保育園が3歳児の受け入れを取りやめて、0歳から2歳の保育所になります。3歳になったら他の園に移ることになります。また、青い鳥の分園がありますが、そこも0歳から2歳の保育所です。そこは基本的に青い鳥に行くことになります。

西田委員：そのときに保育所に入れなくなることもありえるのですか。

事務局：その場合は、優先的に入所させるように国から指示があります。まず0歳から2歳までしか受け入れない保育所の利用調整を終えてから、新規の3歳からの入所児を調整します。0歳から2歳の保育所に入って、3歳になったから何もしないというのはダメだということです。

会長：今言われたことは切実なことだと思います。当然の質問だと思いますので、パブリックコメントをいただくのであれば、方向性の中に何らかの形で説明を入れておいたほうがよいと思います。

そこまではよろしいでしょうか。

では、5ページの時間外保育のところですか。現在も実施されていて、受け入れられるかということです。実施箇所数の部分はずっと21か所ですが、先ほどと同じ解釈でよろしいですか。

事務局：21か所というのは、いわゆる認可保育所の数です。この後、幼稚園型認定こども園が2か所できますが、時間外保育を実施するかどうか、まだ明確ではありません。そのため、実施することが確実な21か所だけ表記しています。

副会長：それでもニーズは足りているので21か所ということですか。

会長：そうすると、認定こども園が時間外保育をするとしたらどうなりますか。すでに21か所が実施しているから認めませんということになりますか。

事務局：そうすると就労の幅が縮まりますので、実施していただけるのであれば実施していただきたいです。ここは調整していませんので申し訳ありません。

副会長：本来なら、幼稚園以外はすべて上がってくるという認識でいます。数が合わないのは、まだ認定こども園を入れていないということですね。

会長：21か所と書くと、増えた場合は供給過剰になって、実施計画とずれるということになります。

事務局：そこはまだ事務局でも確認できていません。確認して、もし実施が確定しているのであれば28年度から見直したいと思います。

会長：未定だったら、方向性の文言のところが増える可能性があることに触れておかれるほうがよいと思います。

副会長：0歳、1歳のところで、認定こども園を2年かけて整備するということがありますが、そこが時間外保育を実施する可能性がある場合は、28年度から1か所追加になる見込みがあるという内容を入れておくとよいと思います。

事務局：再度状況を確認したいと思います。

副会長：認定こども園は公立がするのですか。私立ですか。

事務局：私立です。

副会長：とすると、その法人に問い合わせればわかるのではないですか。

西田委員：これは2年先の話なのに、計画だけ先につくるのですか。このようにするというので策定するというのではないのですか。

事務局：計画ですので、考え方を先に決めて、その考え方に基づいてその枠にはまる施設を誘致していくという形になります。ここで漏れているのは、認定こども園ができるのに時間外保育があるかどうかを確認していないことです。ご指摘いただいた通り、実施箇所数を増やすことになります。時間外保育がないと、就労時間が制約される方しか入ってこられません。例えば、19時まで時間外保育を実施されれば18時までの勤務の方も利用できます。18時閉園だと17時過ぎには会社を出なくてはなりません。そういったことも考えて、確認したいと思います。時間外保育は実施してもらわないといけないと思います。

西田委員：認定こども園をつくるのであれば、時間外保育もやっていただかないといけないですよ。

事務局：ただ、様々な就労形態があります。朝早く出勤して夕方早く帰宅する人もいます。その点は確認して報告したいと思います。

吉田委員：1つでなく、もっと時間外保育を実施するところが出てきた場合はどうなりますか。

会 長：松原市に限らず、様子見をしている幼稚園、保育所がたくさんあります。保育所に関してはすでに実施しているところが多くありますが、枠が決まってしまうたら、後から時間外保育を実施しようと思っても手を挙げられないということになりませんか。国は、後から手を挙げてよいと言っているのに、市が枠を決めてしまったら、やめておこうということになりませんか。

事務局：これは、大阪府を通じて、市の計画をもとに府で最初計画を立てます。府の中で、この5年間に実施するかどうかを聞いています。その中で、松原市では2か所実施するという事です。今後、認定こども園については、府で枠をつくります。仮に、市で数値を決めても、他市で実施する予定を取りやめたということになると、計画量を達成できないことになります。その場合、府が各市町村に計画の見直しをするか問いかけをするということになります。その場合、再度、他市で実施するのであれば、実施するかどうかを聞いて、松原市の量を見て、再度会議を開催し、変更をするかどうか決定します。今回立てる計画は、基本的にはこのまま進めますが、途中で状況を見て、やはり実施したいということであれば、実施できないというわけではありません。ただ、現段階で実施する可能性があるところは手を挙げておいてくださいということになります。保育所、幼稚園含めて、実施する可能性があると言えば言ってもらいたいです。ただ、現段階では言ってもらえていませんので、手を挙げられないということです。

副会長：確保方策を出すのに、今足りない分については市がこうするという方針を出さなくてははいけません。待機児童を解消するのに2園分いるのであれば、2園は必ず移行させないといけません。万が一、途中でやめるという場合も、なんとか1枠やめたら1枠を説得してでも入れ込まないといけないのが計画です。逆に、増えることに関しては問題ないですよ。

事務局：回答になるかわかりませんが、現在の状況から5年後をみた計画ですので、毎年進捗状況等を見て、過不足が出たら速やかに調整していきます。もしも実施をやめるところがあったら、計画の変更もあるかと思っています。

副会長：増える分には問題ないと思います。様子見をしていて、移行する園が1年、2年たったら増えるかもしれません。幼稚園は特にそうです。

細かいことですが、5ページの「定」が抜けています。

保育所機能を持たせるのなら時間外保育をするとは思いますが、今実施を予定しているところは確認して、数を確定してほしいです。

会 長：ここは、再度数を確認して修正してください。

次に進みます。6ページ「放課後児童クラブ」についてです。実施箇所数はクラブ数で記載するということですね。1クラブが定員40名ということです。そして、対象が6年生までになるので、実施箇所が16か所から28か所に増えるということです。

副会長：6年生までが対象になるのはよいのですが、クラブ数が増えるということは、クラブの中の対象学年を増やすのではなく、高学年用のクラブをつくるということですか。

事務局：考え方としては、例えば50人の申し込みがあった場合、できるだけ年齢の区切りをなくして、低学年と高学年にわけて受け入れをしていきたいと思っています。しかしながら、かなり少ないニーズしかない小学校もありますので、すべてが2クラブになるわけではありません。

副会長：クラス数ではなく、箇所数はどうですか。

事務局：箇所数は学級数です。40人を1単位とした学級数とっていただけたらよいです。基本的に縦割りにしているということになります。それを、6年生まで含めた縦割りにするのか、低学年・高学年でわけるのかという形でやっていきたいと思っています。

会 長：学校によってニーズの差があるので、分けるところと、ひとまとめにするところが出てくるということですね。

それでは、7ページ「子育て短期支援事業」のところをお願いします。25年の実績が斜線になっていますが、これはどうですか。

事務局：25年度の数値は参考までに掲載しているだけです。ここはニーズと提供量が一致してしまいます。

会 長：実際の利用人数が延べ7人ですよ。ニーズは50人もあるのでしょうか。ここは他と違って延べ人数ではありませんよね。

事務局：これは延べ人数です。7人日です。

会 長：1人が7泊利用すれば7人日です。実際には、あまり対象数がないということでしょうか。

事務局：過去10年くらいを遡ると80人日、90人日あった年もありましたが、ここ最近是非常に少ないです。ただ、受け入れとしては6か所ありますので、これくらい可能です。何かあった場合にも対応できます。

会 長：6か所は広範囲ですか。

事務局：羽曳野市などの隣接市にあります。市内にはありません。

会 長：8ページ以降は、今おっしゃったように延べ数であがっています。そうすると、8ページの地域子育て支援拠点事業であれば、1か所につき1日あたりでどれくらいの利用になりますか。

事務局：拠点には2種類あります。支援センターと、子育て家庭が集まる「ひろば事業」があります。ひろば事業は平日毎日開設していて、常時30人、40人は利用して

います。支援センターは、相談のある人は随時来ますが、イベントのあるときに20人、30人と集まります。

会 長：27年度、30年度の1か所というのはひろば事業が増えるということですか。

事務局：27年度には支援センター、ひろば事業の両方の機能をもった施設が1か所増えます。

会 長：今の説明がないと、この文章だけで、どのような利用方法があるのかわかりません。また、それが実際に必要で、どれだけ機能しているのかわかりません。

副会長：平成27年度に、例えば保育所併設型の子育て支援センターを1か所開設する、30年度は単独での施設の増設を予定している、などの文書は入れておいたほうがよいと思います。

支援センターは単独の建物をつくるのですか。

事務局：第3保育所が平成27年度にできますので、そこに併設されます。

会 長：「乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業」は、子育て家庭には非常に重要でありがたいものです。それを、これだけ力を入れて、このようにきちんとやっていくので安心してくださということが、文章の中でわかるほうが、市民にとってはよいと思います。文章だけだと、何かたくさんやっているけれども、どこへ行ったらよいかわからないという状況になります。それがどのような形で増えていくのかもわかりません。

では、9ページに移ります。一時預かり事業、いわゆる幼稚園での預かり保育です。これも延べ数で算定されています。ここでは実施箇所は11か所のままですか。

副会長：これは1号認定だけを対象にしているのではないですか。

会 長：1号認定だけの預かりなので箇所数は変わらないということですか。人数はどうなるのでしょうか。認定こども園になったときに、そのまま預かり保育の対象になる人と、時間外保育の対象になる人とはどうなっていますか。

事務局：今回は、認定こども園になるところについては、併設型なので1号認定のみになります。3号認定で0歳から2歳までは保育所の延長保育になります。預かり保育については幼稚園における在園児を対象としていますので、1号認定のお子さんの預かりになり、量としては変わりません。

副会長：保育所並みの保育時間になるので、預かりは純粋に1号のみとなります。

定期的な利用者は200人程度ですか。もっと多いかと思っていました。

会 長：幼稚園の延長保育は一時預かりということになります。定期的な利用が200人強ということですね。1園が20人くらいというイメージですか。それは園児数によって違うとは思いますが。

事務局：公立保育所では1園あたり10人くらいの利用しかありません。7園で70人くらいです。私立のほうが多いです。

副会長：大阪府がすでに幼稚園に対して、長い時間預かり保育をするようにしています。

会 長：10ページのほうに進みます。ファミリー・サポート・センターについては、前回の会議では、いわゆる提供会員の確保、PR活動の必要性が言われました。何かご意見はありますか。

意見がありませんので、次の病児保育に進みます。

この中に「公募により訪問型を実施する予定です。」とありますが、これは何らかの具体性があるのでしょうか。

事務局：そういった事業を始めたいという相談もあります。松原市の端に病児保育施設がありますが、地域的に行きづらいという保護者のニーズがありますので、フレキシブルに対応できる訪問型を検討したいと考えています。

会 長：それが27年度からですか。

事務局：27年度に公募して、28年から稼働したいと思います。

27年度は16か所で、28年度から17か所となります。

会 長：実施箇所のところでは、提供量で医療機関、保育所、公募によるということですね。

22ページに進みますが、ファミリー・サポート・センターについて、現状は利用実績が341人日です。この中では、前回、提供会員が増えればもっと利用者が増えるのではないかという指摘がありました。提供会員の講習会の話も出ていました。それについて地域性は関係ありませんか。会員は市内に分散していますか。利用しにくいということはないでしょうか。

事務局：はい。時間帯で合わないこともあるかと思えます。

会 長：13ページの利用者支援事業については、現状は実施していません。今後の方向性としては27年度から実施ということですか。下のところの点線枠を満たすということですか。

事務局：前回会議では、支援センターと松原市役所、全園で実施するというようにしていました。しかし、利用者支援としてお伝えする情報が保育所の空き状況であったり、幼稚園の空き状況であったり、そこまで把握していけないといけません。そうすると、公立でないとは実施できないということで、27年度は1か所増える支援センター、既設の2つ、市役所の全4か所で実施しようと考えています。

会 長：増える支援センターというのは、公立保育園に併設されている支援センターという意味ですね。

14ページの乳児家庭全戸訪問事業についてです。

副会長：これは、こんにちは赤ちゃん事業ですよ。人数が合いませんが。

事務局：人数をあえてずらしてあるのは、27年度、28年度の0歳児人口が4月1日の人口になるからです。28年度の0歳児人口が809人ということは、809人が27年度中に生まれるという認識です。27年度のほうは前倒しになっています。

副会長：生まれた子には全件訪問するということですね。

会 長：その説明は不要でしょうか。表の説明があったほうがよいと思います。

15ページの訪問支援事業についてです。実際には、24名が合計240回ということは、単純に月に1回訪問しているということですか。

事務局：平均ではそうなります。養育困難な家庭な訪問するので、人と人の相性があるって、問題がある家庭にこの人が空いているから訪問するというのも難しいです。数が多ければ多いほど、その人にあった人が対応できるかと思えます。

24名全員が10回訪問するわけではありません。

会 長：対象者の抽出はどのようになりますか。

事務局：これは、過去の実績と現状の相談をみます。25年度は12世帯に訪問しましたが、妊婦検診で育児が難しくなるという医師からの相談が大変増えています。そこからみている状況です。

会 長：それは要対協にかかるなど、基準がありますか。

事務局：基本的には地域保健課、子どもの乳児検診の担当課が全戸訪問をしていますので、怪しいと思った家庭に対して報告をいただいています。

会 長：虐待の資料にあるように、未然に虐待を防止する、早期発見するということであれば、どこで線引きをして、どのようにするかは微妙な問題です。また、おっしゃったように相性も関わってきます。ニーズ量が24世帯というのも、増やそうと思えばどれだけでも増える部分だと思います。いまのところ、増やしていく、充実していくということですね。

事務局：そうです。

会 長：では、最後の妊婦健康診査についてです。実際には、実施数、使用数はどれくらいですか。

事務局：平均使用枚数もあります。計画案にありますけど12枚くらいです。

会 長：ざっと見てきましたが、全体を通じて何かありましたらお願いします。
では、確保方策についてご説明いただきましたので、子ども・子育て支援事業計画について説明をお願い致します。

(3) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

事務局：（説明）

会 長：最後に出ましたように、膨大な量ですので、宿題としてお持ち帰りください。
他に何かご質問等ありましたらお願い致します。

副会長：第5章は今議論したところで差し替えになるということですね。

事務局：はい。ご意見をいただいた部分を踏まえて差し替えます。

副会長：13（実費徴収にかかる補足給付を行う事業）の事業はやることに決まっているのでしょうか。

事務局：書き方はこのようになっていますが、松原市では実施しません。

委員：13の事業は、幼稚園についての実費徴収は行いますか。

委員：所得によって実費徴収に対してのお金を補助しますかという議論です。

会 長：行わない方向ということですね。

他にお気づきの点はありますか。

では、今おっしゃったように、その前の議題で議論した部分が、76ページから91ページまでです。その部分をご指摘いただいた部分で修正が入ります。その他の部分では、ご意見を11月21日までにご連絡ください。短い期間になりますが、お目通しいただいて忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

では、議題の4つ目に移ります。

(4) 会議の機能追加について

事務局：（説明）

会 長：もう1つ会議があったのが1つにまとめられたということです。今までの会議は案をつくっていくものでしたが、今後はつくられた案をきちんと実行されているかどうかを見ていく機能が追加されるということです。今後も検証という部分でご協力よろしくお願いたします。

今の説明についてご質問はありますか。

その他の報告は何かありますか。

事務局：次の日程を決めようと思ったのですが、パブリックコメントの集計などもありますので、後日日程を確認して決めたいと思います。

来年の1月いっぱいにかけてパブリックコメントを集計し、結果が出るのが2月頭くらいになります。そこからパブリックコメントの結果もまとめていかななくてはなりません。次回の会議は、おそらく、2月中旬から下旬になると思います。

その他で、教育委員会事務局からです。

事務局：来年度の幼稚園の保育料について、現在まだ検討中ですが、それについてもご意見をいただきたいことがあります。できあがりしだい、委員会を開催する可能性があると思います。

委員：幼稚園、保育園も決まっていらないのに、どのように来年度の募集をしているのでしょうか。

事務局：施設型給付となるのが、既存の認定こども園と公立幼稚園のみです。既存の私立の幼稚園はすべて施設型給付をとりません。現行制度で説明されています。

副会長：保育料の案なども上がっていないのですか。

事務局：国から公定価格の決定が来ていません。あくまですべて案です。

事務局：完全な保育料を決めようとする、それを見ないと設定できません。

副会長：すべて市が補助金を上乘せすると決断した市もあります。

事務局：大阪府では、9月議会で決めたところは2つか3つくらいです。12月議会でもう少し増えるかと思いますが、大阪はほとんど3月議会になると思います。

会長：それでは、長時間にわたり議論いただきましてありがとうございました。

副会長：12月に保護者説明会を実施するので、その前にご意見をいただけたらありがたいです。

会長：それくらい厳しい日程ということです。では、ありがとうございました。

3. 閉会